

定 款

株式会社 極楽湯ホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社極楽湯ホールディングスと称し、英文では、GOKURAKUYU HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む国内外の会社、組合その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理または支援すること（当該会社等の経営管理及び事業運営に関する業務の一部の受託を含む。）を目的とする。

1. 公衆浴場の経営
2. 店舗設備、店舗什器備品の販売、賃貸、管理、ならびにこれらの設備の設計、施工、監理、建築工事、設備工事、電気工事、内装工事の請負業
3. 建築設計事務所の経営
4. 室内装飾品、化粧品、衣料品、日用雑貨、医療品医薬部外品、健康食品、清涼飲料水及び軽食材料の販売
5. 映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト及び書籍の制作、販売並びにレンタル
6. 遊技場、レストラン等の飲食店の経営及び施設の賃貸業
7. 損害保険代理店業
8. コンピューターの情報システムの企画開発及び販売並びにレンタル
9. 不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理
10. 経営コンサルタント業
11. 一般労働者派遣業、特定労働者派遣業
12. 人材の職業適性能力の開発のための研修の実施
13. スポーツ施設・スポーツクラブ・文化教室・フィットネスクラブの経営
14. 手技療法治療院の経営並びに手技療法教室の経営
15. エステティックサロン、ネイルサロン、メイクアップサロン、ビューティーサロン及びアロマテラピー店の経営、管理、技術の開発並びにこれらに関する知識、技術の指導及びコンサルタント業務
16. 前記1号、13号、14号、15号に関するフランチャイズチェーンシステム展開のための経営指導、広告、清掃及び管理の受託、業務委託
17. 商業施設の開発・運営、観光開発その他不動産に関連する開発・運營業務並びに投資
18. 天然ガスの開発、採取、供給、販売及びコンサルティング
19. 酒類の製造、卸し、販売及び輸出入

20. ホテル、旅館等の宿泊施設の企画、運営、管理及び経営

21. 総務、会計・経理、購買及び人事、労務管理に関する業務等の代行

22. 総合リース業、ファクタリング業、金銭の貸付業並びに債務の保証

23. 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、技術的知識ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、実施・使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介

24. リラクゼーション業「手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所」の経営及びコンサルティング

25. 理容業及び美容業の経営、管理、技術の開発並びにこれらに関する知識、技術の指導及びコンサルティング

26. 貿易及び輸出入代行業務並びにそれらの仲介及びコンサルティング

2. 当社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、54,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及び結果並びにその他の法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、当社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の書面決議)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他の法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、当会社に保存する。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 32 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他の法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、当会社に保存する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 42 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。